

平成 21 年度第 5 回規制改革会議議事次第

1 . 日 時：平成 21 年 12 月 4 日（金）14:00～14:45

2 . 場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

3 . 出席者：

（委 員）草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、安念潤司、小田原榮、中条潮、
富山和彦、福井秀夫、本田桂子、松井道夫、米田雅子 各委員

（政 府）仙谷大臣

（事務局）小田室長、吉田参事官、鈴木室参事、越智企画官、駒井企画官、山本企画官

4 . 議 題：今後の規制改革推進に向けて

5 . 議事録：

草刈議長 それでは、定刻になりましたので、平成 21 年度 5 回目の「規制改革会議」を開催したいと思います。

今日は浅見委員、翁委員、川上委員、木場委員の 4 名が御欠席でございますが、11 名の委員が御出席でございます。

今日は国会の最後の日ということで、全くお忙しいさなかに、仙谷大臣に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。御礼を申し上げます。

今日は泉政務官もおいでになるはずだったんですが、そういう御事情で欠席という御連絡がさっき入りました。

それでは、今日の議事でございますが、まず、当会議の 3 年間の活動を通じた規制改革に係る総括及び、今後さらなる規制改革を進めていく上での取り組むべき課題等について会議としてとりまとめたいと思います。

今まで精力的に作業をしていただきましたが、お手元にある資料がそれでございますが、これについて、皆さんにとりまとめでいただいた資料でございますので、事務局からごく簡単に目次だけ説明してください。お願いします。

吉田参事官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料 1 でございますが「更なる規制改革の推進に向けて（案）」。これは規制改革会議でテーマごとに 20 の T F を設置して、調査審議してまいったところでございますが、これまでの取組を踏まえ、政策を担う国会議員や広く一般の国民の方々に読んでいただくために、どのような規制改革を実現すべきか、今後の改革課題につき、会議の考えをまとめたものでございます。

資料 2 - 1 でございます。仙谷大臣から、会議として重要な規制改革の課題は何か、具体的に何をどう変えたらよいのか、率直な提言をしてほしいとの御指示を受け、資料 1 の中から 38 テーマを重要課題として選定し、現状の問題点、具体的取り組み方、期待される改革の効果などを整理したものでございます。

資料 2 - 2 「チャレンジテーマ候補（案）」でございますが、ただいま申し上げました 38 テーマから、緊急性が高く、政府における早急な取組を会議として期待する課題をチャレンジテーマ候補

として更に 13 テーマを抽出したものでございます。

資料 3 でございます。これは表題のとおりでございますが、本年 6 月に受け付けた規制改革要望のうち、会議として特に実現を図るべきとした 12 項目を整理したものでございます。

資料 4 として「措置未実現事項(案)」でございます。本件は、規制改革のアクションプランである規制改革推進のための 3 か年計画において決定されていながら、規制所管省庁において十分な対応がなされているとは会議として評価できない項目を 19、とりまとめたものでございます。

最後に、お手元にやや厚目の資料 5 でございますが「規制改革の課題(案)」。これは本年 7 月 28 日の第 3 回規制改革会議において御議論いただいた、規制改革会議としての問題提起でございます。中間とりまとめを、その後の情勢変化などを踏まえて加筆修正し、とりまとめたものでございます。

以上ですが、資料はおそろいでございますでしょうか。

草刈議長 この目次に沿って、見ていただければいいと思います。

仙谷大臣 確認しました。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、本件について、会議としてこれを決定したいと思いますが、何か御異議があればあれですけれども、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

草刈議長 皆さん、特に御異議がないということでございますので、本案のとおり、今日、これで決定をさせていただきたいと思います。こちらは、今日御出席を賜りました仙谷大臣へ、本日の提言を御参考いただいて、さらなる規制改革の推進をお願いしたいということで、せっかくの機会ですから、ここでお渡しをさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

仙谷大臣 どうもありがとうございました。御苦労様です。

(草刈議長から仙谷大臣へ提言の手交)

草刈議長 それでは、大臣も大変御多忙でございますので、ここでお言葉をいただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

仙谷大臣 この 3 年間、必ずしも政治の側と世間の空気が前向きでないときもあったかのように推測いたしますが、その中で、規制改革会議の委員として、大変大きなエネルギーをお使いいただいて、今度のこの諸提言と総括的な文書をおとりまとめいただいたことに心から敬意と感謝を申し上げます。どうも皆さん、ありがとうございました。

先般、この規制改革会議の委員の皆様方の中の数人の方々には、行政刷新会議という名の下に行いました事業仕分けにも参加をしていただきました。政権発足後、補正予算の見直し、事業仕分け、そして、通常予算の編成に向けて、行政刷新会議の新体制をつくるということに忙殺をされまして、皆さん方と念を入れた意見交換あるいは議論ができなかったことを少々残念に思っておりますが、こうやっておとりまとめいただいた提言は、今後の日本の社会、そして、経済社会について、私どもの重要な空間を広げるために、逆に言えば、官製市場的なものを大胆に壊していくために大変貴重な方針となることは疑いがないと思います。

思い返しますと、事業仕分けがここまで国民の注視を浴びたというのは、やはり透明性といいた
しょうか、作業プロセスの公開性にあったのかと思います。そこに政治家も参加して、ある種の御
注文や批判を浴びながら、議論をしてみるということは意味があったのかなと思っております。

そういうことからいたしまして、今日御提言いただいた中身を私どもで一旦引き取らせていただ
いた上で、今後は、この重要取組課題をまず戦略的・戦術的に実現するために、どのような枠組み
でやっていったらいいのかという観点から考えて、取りかかれるものから取りかかってみたいと思
います。

この規制改革会議のあじさい要望ということで、全国民に向けて、庶民の目を見た規制撤廃・規
制改革の要望を今まで募集していただいていたわけではありますが、行政刷新会議の決定、閣議の決
定、総理の指示により、これを発展的に「国民の声」という形で、そして、これを妨害している霞
が関の諸要因を「職員の声」という形で、各役所と国民の皆さん方から声を募るということをもう
既に始めました。まさにこれは、あじさい要望ということでお取り組みいただきましたものを発展
的に展開するというございますので、御了解をいただきたいと思います。

また、今日発表される予定になっております経済対策の中身も、皆さん方に議論していただいた
規制改革の具体的な項目が相当数取り上げられていると私は思っております。

そんなことで、先ほどお話を聞きましたら、閣議決定を受けながら、十分に措置されていない項
目がおありになるということをございます。また、措置したといいながら、結局、何をしたのかわ
からない、屋上屋を重ねるような組織ができたというようなケースも相当数あるのではないかと思
いますけれども、本気でこの取組を実現する、つまり規制をなくすということは、仕事の場所をな
くすということでないといけなわけをございますので、できるだけ筋肉質の政府をつくる、縦割の
壁を壊すということが、私はこれからの政府にとって一番重要なことだと考えておりました、その
ために皆さん方の御提言を活用するとともに、皆さん方にも御協力いただいて、あるべき規制改革
を大胆に進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも御協力をお願い申し上げます。本日は
この提言を拝受して、心から感謝を申し上げて、ごあいさつとさせていただきますと存じます。

本当に御苦労様でございました。ありがとうございました。

草刈議長 どうも大変、御懇切なごあいさつをいただきまして、ありがとうございました。

今日は国会もありますので、これで大臣はお帰りになりますけれども、今、お話のあったように、
是非、我々としてもあらゆる協力を惜しむつもりはありませんので、どうぞ、くれぐれも今後とも
よろしく願います。

仙谷大臣 議長、議長代理を中心に連絡調整をさせていただきますが、今後ともよろしく願
いたします。

どうもありがとうございました。

(仙谷大臣退室)

(報道関係者退室)

草刈議長 それでは、議事を続けたいと思います。

「1. 今後の規制改革推進に向けて」ということについて、先ほど決定をいたしましたいろんな

取組課題の中で、さっき大臣からお話のあった規制改革課題、チャレンジテーマ候補というものがございまして、今日はこれが言ってみれば、一番下の資料5「規制改革の課題(案)」というものの、更に一番前の資料1「更なる規制改革の推進に向けて(案)」というものの、パワーポイントのもので。それでまとめてとりまとめをいたしました。

その中で大事なものということで、具体的にピックアップした重要取組課題が38個あります。これを更に絞って、要するに割とやりやすいこととか、あるいは緊急性とか、重要性とか、そういうものを踏まえて13個に絞ったものが、このチャレンジテーマになります。

実は、今日は副大臣と政務官も一応来られるということだったんですが、今日こういう状況なのでやむを得ないということでご欠席なのですけれども、今まで余りこれに関与されなかった方もおられますので、ごく簡単に結構ですから、少しだけそれぞれコメントをしていただければ大変ありがたいと思います。

1分程度で本当に済みませんが、いつものとおり、松井さんから、この「チャレンジテーマ候補(案)」というものに沿ってお願いできればと思います。よろしくお願いします。

松井委員 それでは、トップバッターとして、医療について御報告いたします。

医療分野では、お手元の個票1 - と1 - ですが、チャレンジテーマ候補として2つを挙げております。

1つ目は、保険外併用療養、いわゆる「混合診療」ですが、その在り方の見直しです。

現在「混合診療」は、健康保険法上に禁止する規定がないにもかかわらず、厚労省の解釈によって禁止措置が取られています。この問題について、チャレンジテーマとして最初に取り上げたいということです。

2つ目は、医療情報に係る改革。具体的には、レセプトなどの電子情報の利活用の促進と直接審査など保険者機能の強化です。

医療政策をこれから決定していく上で、その土台となるデータは不可欠にもかかわらず、現状、レセプトやカルテなどの電子化は非常に遅れていると言わざるを得ない。また、保険者の機能が十分に発揮される環境が整っていないということで、この問題を取り上げたいと思っております。診療報酬の審査・支払業務について、健康保険法上は直接審査・支払が原則と定めているにもかかわらず、局長通知で「医療機関の同意が必要」とされており、実質的には、例えば健保は支払基金に委託せざるを得ない状況にある。これにメスを入れたい。こういう趣旨で候補に挙げた次第です。

以上なんですけれども、少し補足しますと、一番大事な視点は、国民皆保険をこれからどうするんだということだと思います。勿論、国民皆保険というものは維持しなくてはいけない。一方で、34兆円という既に膨大な医療費が、これから近い将来、更に2倍にも3倍にもなる。その中で国民皆保険をどういうふうに維持していくかというのは、受益と負担の両面からメスを入れないと、ゴーイングコンサーンは図れないと思います。

例えば、34兆円のうち12兆円ぐらいは公費で負担しているんですけれども、この公費は、健康保険組合には入っていない。国民健康保健とか協会けんぽ、こちら側に投入されている。このような状況下で、しかも投入される公費はこれから更に増えていく。その際に、例えば、さっき第1に

挙げた「混合診療」の問題は、まさに受益と負担の在り方に関わる問題ですから、解釈の再吟味が必要だと思います。今は公的保険の適用範囲やその運用方法が現物支給という実質配給制度下で国によって一律に決められてしまっていますが、例えば健保についてはこれを見直すなどしないと、受益と負担という面で公平性が担保できない。

つまり、この「国民皆保険の再定義」という観点からも、いわゆる「混合診療」の問題については、新政権下、再検討が必要ではないか。そして、議論だけではなくて、具体的な施策、アクションが必要なのではないかと思う次第です。

以上です。

草刈議長 どうもありがとうございました。

質問があれば、最後をお願いします。

それでは、2番目の保育分野で、今日は翁先生がご欠席なので、安念先生、お願いします。

安念委員 保育分野は、チャレンジテーマとして2点挙げております。

第1点目は、幼保一元化の実現でございますが、要するに保育所は足りない、幼稚園はだんだん余ってきているというのが大きな趨勢でございます。御案内のとおり、幼稚園は文科省、保育所は厚労省と、縦割になっている二元制がずっと続いてまいりましたが、それを何とか一緒にしようというので3年前に認定こども園制度というものができましたけれども、要件が非常に難しい。今までであったものを単にホチキスでとめただけなものですから、実質は二元制度を一元化するのではなくて、三元化してしまいました。

こうした縦割行政や制度を融合し、すべての就学前児童を対象とする包括的な教育・保育制度を構築すべきだというのが、当会議の主張でございましたが、これはまさに子ども家庭省の設置や、幼稚園と保育所の一本化の推進など、民主党のマニフェストやINDEXに掲げられている内容・方向性と合致するものですし、漏れ承るところでは、今度の経済対策でも幼保一元化が重要テーマとなっていると伺っておりますので、是非とも、この一元化の方向で早急を実現していただきたいと考えております。

第2点目は、保育所の施設基準の見直しでございますが、実はこの施設基準は厚生省令で戦後間もなく定められて以来ほとんど改正されておりませんで、科学的根拠がないまま、とにかくこういうものだということでずっと来たわけでございます。この全国一律の基準により、特に土地や人の確保が難しい都市部では、なかなか保育所の設置が進まないという状況です。当会議では、これらの基準の科学的・実証的検証を求めるとともに、一定の質の確保を前提に、面積基準だけではありませんで、職員の資格要件、職員配置、調理室の必置規制等を緩和するなど、地域の実情に応じた設置基準を認め、量的拡大を図るべきと主張してまいりました。

現在、地域主権戦略会議において、地方分権改革推進委員会の第3次勧告をベースにした見直し作業が行われていると聞いております。厚労省の回答ですと、東京都等の都市部に限定し、待機児童解消までの一時的措置として、保育室の面積基準のみを地方の判断で条例によって緩和することができるとしているんですが、これがなかなかせ者でございますが、厚労省でデータを取っている待機児童数には、認可保育所に入れられないためにやむなく自治体が補助している認可外保育施設に

入っている児童や、待機児童が多い自治体で入所申込自体をあきらめているケースなどは含まれておりませんので、「待機児童が解消するまで」という時限措置では、潜在的な需要にはもともと応えられません。繰り返しになりますが、面積だけではなくて、各種の基準について地域の実情に応じた、また科学的知見に応じた見直しを進めるべきであるというふうに考えております。

確かに、面積基準などというものは本当に妙な話で、要するに子ども1人当たり3.3平方メートルと決めているだけなんです。これをそのままずっとやっております。勿論、お金があれば、子供さんにとって広いに越したことはないのはわかり切ったことですが、一体、どこまでならよいかはそれぞれの地域で定めていただければいいし、ほかの職員や、それから、どうしても台所がないといけないというのも見直していただかなければいけないというのが私どもの立場でございます。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

続きまして、それでは、次に農林関係をお願いいたします。

八田議長代理 農林関係は、御存じのようにもろもろあるんですが、実現性が最も高そうなものを選びました。1つは農協に対する金融庁検査であり、もう一つは公認会計士監査の実施です。

金融庁検査というものは、預金者保護のために必要です。農協は、実質的に非常に大きな預金機関なので、農協に対しても金融庁検査は必要だというのが第1点です。

一方、公認会計士監査は、出資者あるいはお金を貸しているところの観点から見て健全かどうかを見るものです。今は全中が農協の監査をやっています。これもほかの会社と同じように中立的な公認会計士監査をやるべきだという主張です。

農協に関する改革は、まず会計をきちんとするところから出発しなければいけないだろうということで、これを選びました。

草刈議長 どうもありがとうございます。

それでは、住宅・土地分野と雇用・労働分野、教育分野の3つを福井先生、例によってまとめてお願いします。

福井委員 住宅・土地分野は、一番大きなテーマとして、マンション建替法制の改善を挙げています。

この中にも、購入して分譲マンションに住まれている方は結構いると思いますけれども、トランプのジョーカーを引いたのと同じで、一旦、壊れるか老朽化したら、実は資産価値はほとんど、限りなくゼロかマイナスになりうるということを御承知おきいただきたいと思います。それぐらい、今のマンションは老朽化や建替えに対して法的に何も備えていない、朽ち果てるに任せなさいというのに等しい実態があります。今、まだマンションを持っている人は早く売って、賃貸住宅に入るか、戸建ての家に住み替えることをむしろお勧めした方がよいかもしれないくらい問題の多い制度です。

これに対して、区分所有法を所管する法務省における検討状況は十分ではなく、かなり政治的にも頑張っただいて、きちんとした法制度にする必要性が極めて高い領域だと思います。

雇用・労働分野です。理容師・美容師の資格制度が硬直的で、これを一元化したり、もっと簡略

化したりできないかという課題。もう一つは、これも繰り返し申し上げていますが、偽装請負というレッテルを張って攻撃されているのは、何ということはない、接着剤の200円の伝票を何千枚か書かなかったから偽装だなどという、非常識な指導を受けているものが多いのが実態でありまして、こういう不合理な厚労省の運用を改めさせることが急務かと思えます。

教育分野では、自民党政権時代に成就しなかった教育委員会の見直しは、民主党の公約にも入っておりますが、首長がじかに教育行政をできる方がよほど民意に近い、現場に近い行政ができるのではないかと、言う問題意識の提言です。新政権の重点課題にさせていただくにふさわしいテーマだと思われまます。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、中条先生から航空関係をお願いいたします。

中条委員 航空関係ですが、タイトルが「航空・空港政策の改革」となっており、これじゃ全部ではないかという話になってしまうんですが、実は全部関連しているものですから。航空・空港分野の上と下を書いてあります、例えば老朽化マンションなどの建替えとか、あるいは雇用・労働分野の理容師及び美容師の資格制度などは小さい項目のように見えるんですが、実はこれは1個ずつで航空・空港全体と本当は同じぐらいの効果はあると思っています。ただ、航空・空港の分野というものは世間の関心が異常に大きく、いろいろマスコミ等々でも取り上げられておりますので、典型的な話でもありますので、力を入れてこれからもやっていかなければいけないと思っています。

若干オフレコになりますけれども、私、国交省の成長戦略会議のメンバーに入りまして、基本的に規制改革会議ですって言うことを主張しているわけですが、規制改革会議の皆さんには理解をしてくださったことを理解していただくという作業が、実は意外と大変な作業です。それをこれから進めていかなければいけませんし、そのためにはやはり規制改革会議というような組織があって、政府の中で別のところから意見を言うという組織は是非必要だと思っております。

ということで、少しよけいなことを言いましたが、内容は、特に今まで言っていたことと変わりません。首都圏の空港の拡大を前原大臣が羽田のハブ化ということで言い出しましたので、それを首都圏の空港全体の拡大が必要なんだというところにつなげていかなければいけないわけですが、幸いにして今年の9月に運輸政策研究所というところが首都圏空港の需要の予測というもの、かなりかたいGDPの伸びの下に出しましたので、それに基づいて数値を改めるということをやりました。基本的に、この首都圏の空港の容量を拡大していくという話については変わりません。

それから、航空会社の競争の強化ということで、これは首都圏空港の拡大もその中に当然入ってくるんですが、それ以外にもさまざまな足かせがたくさん、日本の航空会社には付いております。これを取っていくという作業をしなければならない。

これもまた国交省の会議の方では、今、LCCを活用するという議論が出ていますが、私はLCCだけではなくて、航空会社全体について、このかせを外して行って、日本の航空会社の競争力を強化して、世界の航空会社と競争できるようにしていかなければいけないということを目指しております。また、世界の航空会社を日本の利用者や日本の企業が活用できるような自由化が必要

であるということから、外資規制の緩和、それから、外国の航空会社の国内運航といったことも、この中には含めております。

もう一つ、空港整備勘定と呼ばれるプール制のシステムを解体する、そして、空港の完全民営化に向けていくということも、この中に含んでおります。

以上です。

草刈議長 どうもありがとうございました。

それでは、次が地域活性化のところを、米田先生、お願いします。

米田委員 地域活性化は個票 8、14 ページになります。ここで挙げておりますものが、森林バイオマス利用の支障となる行政手続の簡素化です。

森林整備は鳩山政権で重要視されています。森林バイオマスを進めていこうとすると、木くずとか林地残材を有効に活用していくことが大切です。そのための設備も技術も日本には既に整っています。しかし、木くずや林地残材を運搬しようとする、多くのものが廃棄物扱いになり、煩雑な手続が必要になります。また、その廃棄物に対する判断基準も、地方自治体の窓口ごとにばらばらである場合もあり、そういったことが森林バイオマス促進の支障となっております。そこで、森林バイオマス促進のために、行政手続の簡素化と明確化の規制改革を図るべきということを挙げております。

2 点目に、灰の問題がございます。木くずを燃やした後の灰は、もともとは木でございますので、山に返せば肥料になるものですが、それが廃棄物処理の問題で、実際は最終処分場の方で埋め立てられるという非常にもったいないことになっております。安全な灰は山に返せるようなルートを築くべく、規制改革をここで提案させていただいております。

少し追加でございますが、先ほど仙谷大臣の方から国民の声ということで、あじさい・もみじ要望を拡張されて広く国民の声を集める制度を創設されるというお話がありまして、大変いいことだと思っております。ただ、その国民の声を推進していくためには、やはり規制改革会議のような組織が必要となると思いますし、また「市場化テスト」とか構造改革特区との連携もまた重要だと思います。

更に今、地方分権が進めば進むほど、自治体ごとに、規制の判断基準、制度の解釈、行政手続きがばらばらになっていく傾向が現れてきています。条例による規制問題への対応なども必要ですから、このような国と地方のはざまに陥る行政上の課題に対しても十分に目配りしていく必要があると考えております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございました。

今の最後の点は、国民の声という形でやる。それは閣議決定もしているらしいんですけども、それでは、どうやってやるのかということになると、規制改革をどうするのかということと似ていて、まだ具体的な組織的な対応については余り検討が進んでいないところなんです。だけれども、当然、我々の今までやってきたことの大きな一部なので、これについては意見も言わせてもらおうと思っております。

それでは、最後になります。海外人材分野と貿易分野の方を、これは有富先生、お願いします。

有富委員 それでは、海外人材の方から御報告します。少し問題が小さいような感じがするかもしれませんが、御存じのように、日本に在留する外国人には、これまで住民としての台帳制度がありませんでした。地方自治体も外国人自身も非常に不便な状況に置かれていたということでございます。それを2007年11月に、ちょうど2年前に総務省と法務省と我々が公開討論をして、それまで遅々として進まなかったものが動き始めることとなり、今年の7月ようやく国会で決まりました。総務省が絶対やらないと言っていた日本人の住民基本台帳に外国人を載せるというところまで来たということはすばらしいことだと思えますけれども、さっき大臣も言っていたように、いわゆる形をつくってそれを実行しないというのが常套手段だということになると、やはり器をつくったけれども、中にコンテンツを入れなければいけない。なので、ここに書いてあるものは、そのコンテンツの一つだという意味で重要ですから、是非、取り組んでほしい。ですから、これだけだと小さいことなんですけれども、全体から見ると非常に重要なことだと、こういうふうに我々はとらえている。これがまず海外人材です。

貿易の方は、いわゆる貿易ということから少し外れる部分もあるんですけれども、まず1点は、スーパー中樞港湾という6か所ぐらいのところに国交省の港湾局がお金をどかんと使って、自治体とは別の投資をしていたという、これが実に問題があった。その辺は前原大臣は10月に横浜市長と一緒にやった記者会見の中で、これから1か所か2か所に絞ると言っているわけです。それについては我々も同感だと思います。本来は日本の貿易を強くするために港をつくるのに、国交省はどちらかというと、港をつくるためにお金を使っているみたいな感じが少しするので、これはきちっと言うべきだ。これがまず1点です。それから、貿易とは必ずしも関係ないのかもしれないんですけれども、もう一つ、昔からずっと問題意識として持っているのは、国交省の元次官が釣り堀をつくっているとしきりに言っていましたけれどもそのとおりでありまして、日本には漁港が約3,000ありますが、いわゆる物が行き来する港についても約1,000か所あるんです。これがほとんど、ハコモノはつくったけれども、利用されていなくて、赤字でランニングコストを賄っていないと言う。これは地方で全部処理しているお金なんですけれども、国全体としては物すごく大きいだらうと思って、この辺もちゃんとメスを入れるべきだということを貿易のところでは言っています。

以上でございます。

草刈議長 どうもありがとうございました。

全部まとめてあれですけれども、御質問等があればどうぞ、御遠慮なく言ってください。

それで、このチャレンジテーマについては、さっき余り詳しいお話もなかったんですけれども、大臣サイドとしてはこれを踏まえて、それから、更に付け加えたいものをこの中から選んだり付け加えたりしながらテーマを決めていかれるという御所存のようなので、そのときにまたいろいろとサポートいただくということがあると思いますので、念のため申し上げておきます。

よろしいですか。何か御質問が更にあれば。

もしよろしければ、今日の議論はここまでにしたいと思います。

それで、最後になりましたけれども、私の方から今後のこの会議のお話と規制改革の取組という

ことで少しコメントをさせていただきたいと思います。

考えてみると早いものでして、皆さんに委員をお願いしてこの会議がスタートしてから、この年末で早くも3年になる。その間、委員の皆さん、それから、事務局の皆さんには本当に3年間御苦労様でしたという一言でございます。本当に心から御礼を申し上げたいと思います。それから、今日おいでになっておられない委員の方々にも事務局の方から御礼を申し上げていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議自体の設置期限は来年の3月ですけれども、今日、大臣への意見具申・提案ということなので、規制改革会議全体としての活動、何か突然物事が起こったりしたらまたお願いをしますけれども、まずは全体の活動としては、実質的にはこれが会議としては最後の会議になるというふうに御理解をいただければありがたいと思います。

ただし、今日、大臣に御提案したチャレンジテーマ等々、それから、あれはとてもうれしかったと思ったのは、未措置事項というものにぱっと目を向けて、こんなことをやっているのか、とんでもないという話をされていまして、そういう課題。それから、さっき米田さんから話がありましたけれども、行政刷新会議で設置が決定された国民の声、こういうものへの対応をどうやって進めていくか。この辺は、昨日も八田先生と御一緒に仙谷大臣とすり合わせをしたんですけれども、まだ固まり切っていないというのが実情です。ですから、これを見届けた上で、どういうふうな形で今後やっていくのかということところはきちっと我々の責任としてもございますので、そこを見届けた上で、遅くとも3月末までの間に、すぐスイッチした方がいいというタイミングで会議を閉じるということになるかと思えます。

それで大臣からは、今後の継続すべき案件、組織の在り方についても、さっきも少しお話がありました。是非、皆さんの御意見を伺う機会を持ちたい。また、今後の活動にも協力をしてほしいということをお願いされております。したがって、今後、大臣サイドから、あるいは私の方から委員の皆さんに御意見を伺うことがあろうかと思えますので、何とぞ御協力のほどをお願いしたいと思います。

いずれにしても、会議を閉じましょうということが決まった際には、改めて最後の本当の締めくくりということで会議をもう一回持とうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そんなことで、今の状況をお伝えしたところです。どうぞ御理解を賜りたいと思います。何か御質問があれば、どうぞ言ってください。

いいですか。

それでは、そういうことで、この後15時から記者会見をここでやるそうですから、御出席いただける方はお願いしたいと思います。

それから、事務局から何か連絡事項はありますか。

吉田参事官 済みません、最後に1点だけお願いを重ねて申し上げます。例の議事録の件でございますが、前回の運営委員会でもお願い申し上げましたとおり、会議の貴重な財産として世に公表しておくべきというふうに考えてございますので、是非、委員各位については、未処理のものについては早急に御対応いただければとお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

草刈議長 最後までございますので、よろしく御協力ください。私からもお願いをしたいと思えます。

それでは、今日は本当にお忙しい中をありがとうございました。これにて今日の会議は終了させていただきます。

どうもありがとうございました。